

## 令和8年第1回砂川市議会定例会

令和8年3月18日（水曜日）第7号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第17号 砂川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第28号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 29 号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 日程第 4 報告第 1 号 監査報告  
報告第 2 号 例月出納検査報告  
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 議案第 15 号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 16 号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第 18 号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第 19 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第 23 号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第 24 号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 議案第 25 号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7 号 令和 8 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 8 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 8 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 8 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 8 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 8 年度砂川市病院事業会計予算

- 日程第 2 議案第 17号 砂川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 28号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 報告第 1号 監査報告
- 報告第 2号 例月出納検査報告

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂川市監査委員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二

市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	島 山 秀 樹
経 済 部 長	野 田 勉
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	下 道 く み こ
-------------	-----------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	三 橋 真 樹
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	安 武 浩 美
事 務 局 次 長	越 智 朱 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広
事 務 局 係 長	佐 々 木 健 児

開議 午後 2時09分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について
- 議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第 7号 令和8年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第13号 砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号 砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号 砂川市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第16号 砂川市畑地かんがい用水施設管理条例の制定について、議案第18号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第7号 令和8年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和8年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和8年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和8年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和8年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和8年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 水島美喜子君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月17日及び18日の2日間にわたり委員会を開催し、委員長に私水島、副委員長に辻勲委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号から第16号、議案第18号から第21号、議案第23号から第26号並びに第7号から第12号までの令和8年度一般会計、特別会計、事業会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号から第16号、議案第18号から第21号、議案第23号から第26号並びに第7号から第12号までを一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第17号 砂川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第17号 砂川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 議案第17号 砂川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、インターネット等を利用した公示送達の方法について定めると定めることにより、行政手続の利便性の向上を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてであります。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法の一部が改正され、不利益処分を行おうとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続に関し、所在不明者への公示による通知方法について書面を掲示するアナログ規制の見直しとしてインターネットによる掲示等が定められたところであります。市の条例、規則に基づき行う処分等の手続については行政手続法の規定が適用されず、本条例の規定が適用されることから、行政手続法における改正内容を踏まえ、同様に本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市行政手続条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては4ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第13条は、不利益処分をしようとする場合の手続の定めであり、第1項第1号イ中「はく奪する」を「剥奪する」を剥奪するに改めるものであります。

第15条は、聴聞の通知の方式の定めであり、第3項中「その者の氏名、同行第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつで

もその者に交付する旨を砂川市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加えるものであります。第4項、前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすと定めるものであります。

第16条は、代理人の定めであり、同項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改めるものであります。

第22条は、続行期日の指定の定めであり、第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改めるものであります。

第25条は、聴聞の再開の定めであり、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改めるものであります。

第29条は、聴聞に関する手続の準用の定めであり、同条中、「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、次ページになります。「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和8年5月21日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例による改正後の砂川市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これよりの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第17号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第3 議案第28号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第29号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第28号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの  
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て、議案第29号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に  
関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第28号、議案  
第29号及び議案第30号について一括してご説明申し上げます。

改正の理由は、令和7年度特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬、  
特別職の職員の給料及び報酬に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてご説明いたします。砂川市議会議員の議員報酬及び特別職  
の給料等を各条例で定められておりますが、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長  
の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、砂川市特別職報酬等審議会条

例の規定により、市長はあらかじめ砂川市特別職報酬等審議会の意見を聞くものとされており、

特別職報酬等審議会における審議結果につきましては、議案第28号、議案第29号、議案第30号参考資料として特別職報酬等の改定に関する答申を添付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、令和8年2月12日に特別職報酬等審議会に諮問して以降、3回にわたり慎重に審議され、市議会議員の報酬と特別職の給料等の改定の適否、改定額及び実施時期について同審議会の全委員が一致した結論として令和8年3月13日に答申されたものであります。

2ページ目を御覧いただきたいと存じます。答申内容は、1、給料及び報酬の改定について、(1)市長、副市長及び教育長の給料の額については、市長、答申84万6,000円、改定内容、現行給料額の6%相当、4万7,000円の引上げ、副市長、答申67万9,000円、改定内容、現行給料の6%相当、3万8,000円の引上げ、教育長、答申59万4,000円、回答内容、現行給料額の6%相当、3万3,000円の引上げ。

(2)市議会議員の報酬の額については、議長、答申40万5,000円、改定内容、現行報酬額の3%相当、1万1,000円の引上げ、副議長、答申35万8,000円、改定内容、現行報酬額の3%相当、1万円の引上げ、議員、答申32万7,000円、現行報酬額の3%相当、9,000円の引上げ。

2、改定の実施時期については、令和8年4月1日からとするものであります。

答申書の3ページ以降には3、答申理由として、市長、副市長及び教育長の給料の額と市議会議員の報酬の額についてそれぞれ改定することが適当とされた理由が記載されておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

上程いただきました各議案は、特別職報酬等審議会の答申を尊重したものとなっております。

それでは、各議案についてご説明申し上げます。議案第28号 砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和7年度特別職報酬等審議会の答申、類似市との均衡、社会一般の情勢等を踏まえ、特別職の職員で非常勤職員の報酬を改定するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。ここで若干の説明をさせていただきますが、本条例は今定例会において議決いただいた議案第20号 砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年度特別職報酬等審議会の答申等を踏まえてその一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、4ページ、議案第28号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条のうち、別表の改正規定を改め、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を特別職報酬等審議会の答申内容及び過去の改正経過に基づき、市長、副市長及び教育長に係る給料月額の設定率に準じ、現行の6%相当を増額した額に改めるものであります。改正後の報酬額は4ページ以降記載のとおりであり、説明を省略させていただきたく、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第29号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和7年度特別職報酬等審議会の答申に基づき、本市議会議員の議員報酬を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第29号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、議員報酬の定めであり、同条第1号中「39万4,000円」を「40万5,000円」に、同条第2号中「34万8,000円」を「35万8,000円」に、同条第3号中「31万8,000円」を「32万7,000円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第30号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、令和7年度特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページを御覧願います。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第30号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、給料の定めであり、同条第1号中「79万9,000円」を「84万6,000円」に、同条第2号中「64万1,000円」を「67万9,000円」に、同条第3号中「56万1,000円」を「59万4,000円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第28号から第30号までの一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで一括質疑を終わります。  
続いて、議案第28号の討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第28号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第29号の討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第29号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第30号の討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第30号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これにて日程の全てを終了しました。

令和8年第1回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月18日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員